

約款 新旧対照表

『さくらのクラウドサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部分を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第2章 第9節 第38条	1. データ通信料は、本システムに登録されたSIMを利用した、毎月1日から末日までの通信（無線閉域網通信又はインターネット通信）に対して発生します。当社は、利用者に対し、SIMを利用した通信において伝送されるデータ量に応じて課金するものとし、かかるデータ量は当社が測定します。	1. データ通信料は、毎月1日から末日までの、本システムに登録されたSIMを利用した通信（無線閉域網通信又はインターネット通信）において伝送されるデータ量に応じて発生するものとし、当該データ量は当社が測定します。なお、当社は、利用者に対し、原則として伝送されたデータ量に応じて課金するものとし、 2. 前項の定めにかかわらず、利用者が、当社所定のデータ量までの通信に対して固定額のデータ通信料を課金する課金方式を選択した場合、当社は、利用者に対し、選択された課金方式に基づいて課金するものとし、 なお、課金方式の詳細については本オプションサービスページにおいて定めるものとします。	・文意を明確にするため、修正いたします。 ・新しく提供する通信料金プランについて、条項を追加いたします。
第10節 新設	(新設)	第10節 ショートメッセージサービス(SMS)（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。） 第50条（本オプションサービスの内容・種類） 1. 本オプションサービスは、BBSakura Networks 株式会社（以下、「提供者」といいます。）が保有するプラットフォームを通じて利用者が指定する携帯電話番号にテキストメッセージを送信するサービスを、本基本サービス上で利用できるサービスです。 2. 当社が提供する本オプションサービスの種類は次の通りとし、その詳細は本オプションサービスに関するウェブページ（以下、本節において「本オプションサービスページ」といいます。）において定めるものとします。 (1) 2段階認証サービス (2) A2PSMS 配信サービス	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第51条（申込み） 1. 利用者は、本オプションサービスの種類ごとに申込みを行うものとします。	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第52条（個人情報） 1. 利用者は、本オプションサービスを利用するにあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、テキストメッセージの送信先として指定する携帯電話番号その他の個人情報を、自己の責任において適法に取得しなければなりません。 2. 前項に基づき利用者が取得した携帯電話番号その他の個人情報の取扱いに関連して第三者と当社又は利用者との間に発生した紛争に関しては、当該利用者が自己の費用と責任において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第53条（利用料金） 1. 本オプションサービスの利用料金は、テキストメッセージの送受信が成功したか否かにかかわらず、毎月1日から末日までの送信回数に応じて発生するものとし、その具体的な金額については本オプションサービスページにおいて定めるものとします。	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第54条（第三者による本オプションサービスの利用） 1. 利用者は、本オプションサービスのうち A2PSMS 配信サービスを、有償が無償かを問わずエンドユーザーに利用させることはできないものとします。ただし、当社及び提供者による審査に合格したうえで、別途当社との間で契約を締結した場合にはこの限りではありません。 2. 利用者は、当社及び提供者が前項の契約締結のための審査に必要とする印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本その他指定書類について、当社より提出を求められた場合には、これに応じるものとします。	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第55条（本オプションサービスの利用制限） 1. 基本約款に定める利用制限の事由に該当する場合のほか、利用者により本オプションサービスが一般通念上バムと判断されるような態様で利用されていることを当社又は提供者が確認した場合、当社は、本オプションサービスの全部又は一部の利用を制限することができるものとします。 2. 提供者は、本オプションサービスの安定的な提供を確保するために、前項による利用制限実施の判断に必要な範囲において、収集及び蓄積されている通信に係る情報を分析することができるものとします。	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第56条（本オプションサービスの提供の中断） 1. 基本約款に定める提供の中断の事由がある場合のほか、本オプションサービス提供の前提となる、提供者又は他の電気通信事業者の電気通信業務の提供が中断されたときは、当社は本オプションサービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。なお、この場合における中断の通知、機器の移設等、当社の責任及び利用料金については、基本約款における提供の中断の規定に従うものとします。	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第57条（解約） 1. 基本約款及び本約款における解約日の規定にかかわらず、利用者は、本オプションサービスの契約期間内であっても、当社に対し毎月1日から20日までに通知することにより当月末日をもって、又は、毎月21日から末日までに通知することにより翌月末日をもって、本オプションサービスの利用契約を解約することができます。 2. 本基本サービスの利用契約が全て終了又は解約された場合であっても、本オプションサービスの利用契約は有効に存続するものとし、本オプションサービスの解約は、前項の手続によるものとします。	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第58条（サポート） 1. 本オプションサービスにおける利用者のサポート窓口は、原則として当社となります。ただし、サポートの内容によっては、当社の判断に基づき、当社から利用者へ連絡の上、当社及び提供者が共同で利用者に対しサポートを行うことがあります。	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第59条（サービスの内容の変更又は廃止） 1. 当社は、提供者の解散若しくは提供者のサービスの内容の変更又は廃止等の事情により、本オプションサービスの内容の変更又は廃止をする場合があります。当社はこれらについて、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該変更又は廃止、並びに当該通知の遅延について当社は一切の責任を負わないものとします。	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	第60条（免責） 1. 本オプションサービスに起因して利用者が本基本サービスを利用できなかった場合において、第9条に定める品質保証は適用しないものとします。	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
		(以下、節番号及び条番号が繰り返されます)	
附則 第1条	第1条（適用開始） この約款は、2020年5月8日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2020年7月2日より適用されます。	第1条（適用開始） この約款は、2020年7月2日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2020年9月24日より適用されます。	・本改定に伴う適用日の変更を行います。